

防府市生産性向上設備導入資金融資要綱

令和 7 年 4 月 1 日施行

(目的)

第 1 条 この要綱は、防府市内の中小企業者（中小企業基本法（昭和 3 8 年法律第 1 5 4 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者及び中小企業信用保険法（昭和 2 5 年法律第 2 6 4 号）第 2 条第 1 項第 6 号に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）が、物価高騰や人手不足、賃上げ等の経済状況の変化に対応するために行う、生産性向上に資する設備導入に必要な資金を融資することにより経営基盤の強化を図り、もって本市産業の振興発展に寄与することを目的とする。

(融資対象者)

第 2 条 融資の対象となる者は、次の要件を備える者でなければならない。

- (1) 市内に主たる事業所を有し、事業を営んでいる者
- (2) 事業計画が適正であり、貸付金の返済能力が認められる者
- (3) 市税等を完納している者
- (4) 山口県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の保証対象業種を営む者
- (5) その他市長が特に必要と認める要件に該当する者

(融資金の使途)

第 3 条 融資金の使途は、次のとおりとする。

運転資金及び設備資金

(融資対象設備)

第 4 条 融資の対象となる設備は別表のとおりとする。

(融資条件)

第 5 条 融資の条件は、次のとおりとする。

- (1) 融資限度額 1, 5 0 0 万円
- (2) 融資利率 年 1. 4 %
- (3) 保証料率 保証協会所定の率とする
- (4) 償還期間

イ 設備資金 10年以内

ロ 運転資金と設備資金の併用 10年以内

(5) 返済方法

イ 月賦償還を原則とする。

ロ 設備資金は、24か月以内の据置期間を置くことができる。

ハ 運転資金及び設備資金の併用は、24か月以内の据置期間を置くことができる。

(6) 連帯保証人

原則として、法人の代表者以外は不要とする。ただし、保証料率の上乗せによる経営者保証の代替手法を活用する場合、連帯保証人は不要とする。

(7) 担保

原則として徴しない。

(8) 融資方法

イ 償還期限1年未満手形貸付け

ロ 償還期限1年以上証書貸付け

(9) 指定金融機関

イ 東山口信用金庫本店及び防府市内各支店

ロ 山口銀行防府市内各支店

ハ 西京銀行防府市内各支店

ニ 広島銀行防府市内各支店及びビジネスコンサルセンター

ホ もみじ銀行防府市内各支店

ヘ 萩山口信用金庫防府市内各支店

(申込手続)

第6条 融資を受けようとする者は、防府市振興資金融資申込書（第1号様式）を防府商工会議所（以下「会議所」という。）に提出しなければならない。

2 融資申込みの時期は、随時とする。

(融資の審査)

第7条 会議所は、融資の適正を期するため、融資審査会（以下「審査会」という。）を設けなければならない。

- 2 会議所は、審査会の組織及び運営に関する事項を定めようとするときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

(融資の決定)

第8条 融資の決定は、審査会の審査を経て行うものとする。

- 2 会議所は、前項の審査に必要な資料を作成し、審査会に提出するものとする。
- 3 会議所は、緊急その他特別な理由により審査会の審査を経て融資の決定をするいとまがないと認めるときは、第1項の規定にかかわらず保証協会、市及び取扱金融機関と協議して融資をすることができる。この場合、次期審査会にその旨報告するものとする。

(保証料補給)

第9条 市は、予算の範囲内において保証料を保証協会に対して補給するものとする。

(原資預託等)

第10条 市は、この制度の円滑な運用を図るため、予算の範囲内において会議所に対し融資に係る原資を無利子で預託するものとし、取扱金融機関は当該預託額の5倍以上の額の融資残高を保有するよう努めなければならない。

- 2 前項に規定する預託は、前年度の2月末現在の当該資金の融資残高をもとに会議所との協議により定めたいえ預託契約を結び実施するものとし、毎年度の3月31日に回収する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表

区分	概要
対象設備等	○3年間の事業計画期間において、事業者全体の労働生産性（営業利益、人件費及び減価償却費の総和を労働者数で除して得た数をいう。）が基準年度（直近の事業年度末をいう。）に対して、年平均3%以上向上する設備等とする。 ※土地、建物の取得、申込人所有建物の新增改築や、事業所外を走行可能な車両運搬器具等を除く。 ○運転資金のみの申込みは不可とし、運転資金と設備資金の併用における運転資金については、対象設備等の導入に伴い必要となる経費に充てる資金に限るものとする。

(第1号様式)

防 府 市 振 興 資 金 融 資 申 込 書

防府商工会議所 御中

年 月 日

申込入住所

(個人は自宅)

フリガナ

氏名

事業所名

Tel ()

本制度申込みにあたり、ご提供いただく情報は、経営改善に係わる相談・指導・斡旋及び、当所からの各種連絡・情報提供のために利用致します。

つきましては、裏面の個人情報の利用目的にご同意のうえ、本申込書へのご記入をお願いします。

申 込 金 額		円					
添 付 書 類 (申込みに必要な基本的な添付書類) 全て1部		個人		法人		新＝初めて利用される方	
		新	既	新	既	既＝今まで利用されたことのある方	
セ ツ ト 書 類	個人情報同意書(2種類)	○	○	○	○	保証協会用	
	信用保証委託契約書	○	○	○	○		
	信用保証委託申込書	○	○	○	○		
	申込人(企業)概要	○	△	○	△	△前回と同様であれば「前回と同様」と記入	
	信用保証依頼書	○	○	○	○		
印鑑証明書(3ヶ月以内)		○	○	○	○	原本は金融機関 コピーは会議所	

確定申告書B	○	○	○	○	個人のみ
決算書（3期分）	○	○	○	○	個人で不動産収入がある場合は不動産の決算書も要
勘定科目内訳明細書	×	×	○	○	法人のみ
メール詳細	○	○	○	○	電子送信のため税務署の收受印が無い時のみ
承諾書	○	○	○	○	
個人情報同意書（上記同意書と別に2種類）	○	○	○	○	関係機関用・会議所金融機関用
同意書	○	×	○	×	保証協会の利用が初めての方
保証料補給金の返還に関する誓約書	○	○	○	○	保証料補給の無い制度の場合は不要
最近の試算表	○	○	○	○	決算期から6ヶ月以上経過の場合（聞き取りでも可）
取引状況表	×	○	×	○	「新」の方でも他制度で借入があれば要
商業登記簿謄本	×	×	○	△	△「既」の方でも変更があった場合必要。前回申込み時から住所変更や住居表示変更等の場合、株式会社は5年毎更新後の謄本が必要
会社の定款（法人）	×	×	○	△	
住民票（個人）	○	△	×	×	
許認可証等の写し	○	△	○	△	△更新後必要
防府商工会議所の推薦状	○	○	○	○	事業承継サポート資金・中心市街地活性化リノベーション資金の申込の場合
受注工事明細表	○	○	○	○	建設業、測量業、設計業のみ
宣誓書	○	○	○	○	飲食業のみ
見積書等	○	○	○	○	設備資金での申込時のみ
中小企業信用保険法認定書又は罹災証明	○	○	○	○	経営改善対策資金利用の場合のみ
事業承継計画書	○	○	○	○	事業承継サポート資金利用の場合のみ

開業計画書	○	×	○	×	新規開業資金利用の場合のみ
個人事業の開業届出書（写）	○	×	○	×	新規開業資金利用の場合のみ
DX・カーボンニュートラル導入資金に係る要件確認書（DX用）	○	○	○	○	DX 関連設備導入の場合のみ
改善設備等に係る CO ₂ 削減計画書	○	○	○	○	省エネルギー関連設備の場合のみ
農商工連携支援資金に係る要件確認書	○	○	○	○	農商工連携支援資金利用の場合のみ
原油価格・物価高騰対策資金対象確認書	○	○	○	○	原油価格・物価高騰対策資金の場合のみ
生産性向上設備導入資金対象確認書	○	○	○	○	生産性向上設備導入資金利用の場合のみ
○機械車両等購入、新築、改装の場合 → 見積書（写） ※特に、車両購入の場合は購入後に車検証の写しを申込機関に提出のこと ○建物の建築、不動産売買の場合 → 契約書（写） 現場の図面 ○借地に建物を建築する場合 → 地主の承諾書 ○借家の店舗改装の場合 → 家主の承諾書					

申込みができる方

- ①市内に主たる事業所を有し、引き続き事業を営んでいるもの（一般資金は 6 ヶ月以上、経営改善対策資金は 1 年以上 等）
- ②新規開業資金については、貸付実行日から 1 ヶ月以内（法人にあっては、2 ヶ月以内）に開業する具体的な計画がある者又は申込み時点において開業後 6 箇月未満（中心市街地（防府市中心市街地活性化基本計画に定める区域）にあっては、開業後 1 年未満）のもの
- ③信用保証協会の保証対象業種を営んでいる中小企業者であること
- ④許認可を必要とする業種は、許認可後とする
- ⑤市税等を完納しているもの
（市県民税、法人市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険料等）
- ⑥保証協会等との関係で現に事故（求債権行使中・延滞中）がないもの
- ⑦事業計画が適正であり、貸付金の返済能力が認められるもの
※その他、設備の内容、資金調達、返済方法、返済計画等についてお尋ねします。

※金融機関は、山口銀行・東山口信用金庫・西京銀行・広島銀行・もみじ銀

行・萩山口信用金庫の市内本店・各支店のみご利用できます。

※保証人が市外の場合は、申込み時に保証人の資産証明（固定資産台帳の写し等）、所得証明（源泉徴収票の写し）が必要です。（保証人が住んでおられる市町村の課税等）

個人情報の提供に関する同意書

防府市振興資金の申込みにあたり、私に関する個人情報を以下に掲げる利用目的のため、防府商工会議所に対して提供することについて同意致します。

- ①氏名・住所・連絡先・家族に関する情報、決算・税務申告に関する情報、保証委託申込書ならびに申込み時及び申込み後提出する書類に記載された全ての情報
- ②取扱商品・サービス内容・取引先等、経営内容に関する情報
- ③預金残高情報（過去のものを含む）
- ④融資残高・返済状況等、与信取引内容に関する情報（過去のものを含む）
- ⑤与信審査・条件変更審査内容に関する情報
- ⑥借入期間・金利・弁済額・弁済日等、本取引に関する情報
- ⑦延滞状況を含む取引の弁済に関する情報
- ⑧期限の利益喪失・法的整理・手形不渡等、事故発生に関する情報
- ⑨所有資産・与信取引状況等、返済能力に関する情報

生産性向上設備導入資金対象確認書

防府市長 様

(申請者)
所 在 地

法人名又は商号

代 表 者 名

生産性向上設備導入資金融資対象者として、確認を受けたいので申請します。

1 経緯

(1) 現状（経営上の課題等）

(2) 上記に対する具体的な取組

(3) 設備導入により期待される効果

2 導入設備の詳細

設備の名称／型式	単価（千円）	数量	金額（千円）	導入時期

3 資金計画

投資等計画	金額（千円）	調達方法		金額（千円）
		金融機関借入	本件融資（設備）	
			本件融資（運転）	
		自己資金		
		補助金等		
合計	0	合計		0

4 収支計画

(単位 千円)

	申請時の直近期末 (年 月期)	導入期 (年 月期)	1年後 (年 月期)	2年後 (年 月期)	3年後 (年 月期)
①売上高					
②売上原価					
③売上総利益 (①－②自動計算)	0	0	0	0	0
④販売費及び一般管理費					
⑤営業利益 (③－④自動計算)	0	0	0	0	0
⑥人件費					
⑦減価償却費					
⑧付加価値額 (⑤＋⑥＋⑦自動計算)	A 0	0	0	0	0
⑨付加価値額の増加率 (A に対する伸び率)					
⑩従業員数 (役員を含む)					
⑪労働生産性	B 0	0	0	0	0
⑫労働生産性の増加率 (B に対する伸び率)					

※売上高等は、企業全体の金額を記載すること。

.....

金融機関記入欄

.....

確認年月日 令和 年 月 日

上記の者は、本融資の融資対象者の要件に該当することを確認しました。

取扱金融機関	
担当者氏名	